

横浜市成年後見制度利用促進基本計画素案への つばさからの意見に対する横浜市の回答

I 素案についての意見

1. 60 ページ 見守りの仕組みづくり、実践への支援の中の「徘徊する」は「外出で道に迷う」に置き換えてはどうか

(理由)

「徘徊」という言葉はネガティブで、最近では当事者から使わないでとの声が出ています。行政でも見直しを始めたところもあると報道されています。

【横浜市回答】

ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案に反映しました。
計画原案の表現を「外出中に道に迷う」としました。

2. 70 ページ 現状と課題に次の1点を加えてください。
法人後見の普及・啓発事業

◆横浜市では、平成26年度より、成年後見制度法人後見支援事業に取り組んでいます。

(理由)

市民後見人養成と同列に課題として掲げないと、次の<柱 2-3-2>成年後見人等への支援の推進につながらないのではないかと。なお、国の定めた成年後見制度利用促進基本計画の中でも「法人後見の活用が有用である」と明記されています。

【横浜市回答】

ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案に反映しました。

3. 70 ページ 目指す姿の中の「高齢者や障害者が自分の力を生かしながら」とあるのは「高齢者や障害者が支援を受けながら」とする方が適切ではないか

(理由)

前段で「制度が必要な方の利用が促進されること」とあるからです。また意思決定支援の考え方を踏まえてです。

【横浜市回答】

本計画では、第1章5(4)「第4期計画の5つの特徴」の「包括的な相談支援体制における早期発見の仕組みづくり」の中で、自助力を高め、地域の人とお互いに支えあいな

から自立することや、「支え手」と「受け手」が固定されない、誰にも役割があるという考え方を大切にしています。そのため、ご意見の表現については現状のとおりとさせていただきます。

<再反論>

横浜市は、力を入れて回答したように思います。

それは、社会福祉法の基本理念「その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する」を指しているように思われます。それはそれで重要な考えです。しかし、敢えて反論します。ここは成年後見制度利用促進基本計画のパートです。判断能力が不十分な方の支援のパートです。高齢者、障害者一般を論じるのではありません。力を込めて言えば、それは「支援付き」が前提です。

72 ページに、「自己決定の支援のための取組の推進」とはありますが、そもそも全体的な基調に重要な「意思決定支援」への取り組みが感じられないと言わざるを得ません。

目指す姿（横浜市）

成年後見制度の認知や理解が地域や支援機関の中で進み、制度が必要な方の利用が促進されることで、高齢者や障害者が自分の力を生かしながら、地域の中で生活を送ることができています。

↓

目指す姿（つばさ）

成年後見制度の認知や理解が地域や支援機関の中で進み、制度が必要な方の利用が促進されることで、高齢者や障害者が（意思決定）支援を受けながら、地域の中で生活を送ることができています。

4. 71 ページ 上から 6 行目、「本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産管理や契約などの法律行為を行うこととなります」は、「成年後見人等は、本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産管理や契約などの法律行為を行うこととなります」とすべきではないか

（理由）

文章に主語がないからです。

【横浜市回答】

ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案に反映しました。

5. 71 ページ 法定後見制度の説明で、「本人や四親等内の親族等が」とあるのは「本人や配偶者、四親等以内の親族等が」とした方が良いのではないか

（理由）

一般的な説明（民法 7 条）では、配偶者を省略していないからです。

【横浜市回答】

ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案に反映しました。

6. 71 ページ 任意後見制度の説明で「あらかじめ自分で選んだ代理の方（任意後見人）と契約によって」は「あらかじめ自分で選んだ方と任意後見契約を結び」とすべきではないか

（理由）

任意後見制度は、家裁で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見人であり、それまでは任意後見人候補者に過ぎないからです。

【横浜市回答】

ご意見の趣旨を踏まえ、計画案に反映しました。

家庭裁判所の表現に合わせ、計画原案の表現を「任意後見受任者」としました。

7. 72 ページ 申立て支援に次の4点を加えてください

- 身近な相談窓口の充実
- 法テラスとの連携の推進
- 区長申立の促進
- 横浜市成年後見制度利用支援事業要綱の公開

（理由）

資力の乏しい方の申立支援では、申立費用助成の整備は必要要件であって十分条件ではないからです。

地域包括支援センター、基幹相談支援センター、区役所、区社会福祉協議会では、制度利用の相談だけではなく家裁申立の支援も行ってください。

総合法律支援法が改正され、法テラスでは平成30年1月24日から、高齢者・障がい者等で認知機能が十分でない方に対する援助として、「出張」による法律相談が始まっています。資力の乏しい方々の成年後見制度利用促進のためには、法テラスとの連携が不可欠です。

70 ページ、現状と課題 成年後見制度 「◆制度利用の面からみると障害者の利用が進んでいない状況です。」とあります。その理由は何でしょうか。

市町村長の審判請求については、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で、「その福祉を図るため特に必要があると認めるときは審判の請求をすることができる」とされています。翻って、区役所の状況をみると、認知症高齢者の区長申立はそれなりに進みます。しかしながら、障害者取り分け知的障害者については、なかなか進まないのが実情です。中には、相談しても3年も4年も放置されている例も見受けられます。実態を検証し、その福祉を図るために必要がある事例が放置（不作為）されることなどないように改善をしてください。

横浜市成年後見制度利用支援事業要綱の公開も求めます。一般的に市民との情報共有、透明化を図ることは言うまでもないことです。然るに横浜市は成年後見制度利用支援事業に関わる情報は、「報酬助成を申請する方へ」と題するチラシだけです。お隣の川崎市を見てもホームページで情報を提供しています。今後、成年後見制度利用支援事業の在り方の議論も必要かもしれませんが、まずは要綱の公開を求めます。

【横浜市回答】

いただいたご意見も含め、制度の利用が必要な人を適切に必要な支援につなげ、るための仕組みづくりについて、横浜市の現在の推進状況を踏まえ、関係者、関係団体、専門職団体等とも実態を把握しながら検討し、今後の権利擁護支援の充実と成年後見制度の利用促進に結びつけていけるように必要な方策の検討を進めていきます。

8. 72 ページ権利擁護に関する取組に次の2点を加えてください

- 苦情対応制度化の検討
- 第三者評価導入の検討

(理由)

成年後見制度利用促進の庶務は、平成30年4月内閣府から厚生労働省に移管されています。成年後見については、厚生労働省所管の介護保険や福祉サービスと違って利用者の苦情対応の制度が整っていないこと。後見業務の質の向上のため第三者評価が有効なこと。

【横浜市回答】

いただいたご意見も含め、必要な方策について、関係者、関係団体、専門職団体と実態を把握しながら検討を進めていきます。

9. 74 ページ 後見人の養成・支援に次の1点を加えてください

- 区社協での法人後見実施

(理由)

このことについては、平成23年3月26日の市会本会議（地震のため開催できず書面質疑）で鶴見区選出の議員により質問があります。市長による回答も行われています。その後、社協の長期計画の中で平成30年度実施とされてきました。丁度その平成30年度を迎えています。計画通り実現すべきではないのか。

なお、地域での成年後見制度利用のニーズは高まっています。利用者が法人後見実施団体を選ぶことが出来るくらいの環境整備が必要です。今後は、財政基盤の安定した社協型の法人後見も柔軟な対応のできるNPO型の法人後見も必要です。

【横浜市回答】

今後、法人後見の担い手を増やしていくことは重要であると認識しており、NPO法人をはじめ幅広く、法人後見の担い手となる法人の育成、支援に向けた取組の充実を進めていきます。

いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。

10. 74 ページ コラム法人後見支援事業について

このことについては、平成28年2月24日の市会本会議で、緑区選出の議員が質問しています。国では平成25年度より成年後見制度法人後見支援事業を地方自治体の必須事業に位置付けています。

支援事業としては、

- ①法人後見実施のための研修
- ②法人後見の活動と安定的に実施するための組織体制の構築
- ③法人後見の適切な活動のための支援
- ④その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など法人後見の活動の推進に関する事業等々が掲げられています。

横浜市でも、その趣旨通りに実施すべきです。

【横浜市回答】

法人後見支援事業新築にあたり、よこはま法人後見連絡会等の中でいただいたご意見を踏まえながら検討していきます。

頂いたご意見については、今後の参考にさせていただきます。

11.74 ページ 法人後見取組検討会について

横浜市は、特定の団体・会員の法人後見実施団体ではなく、高齢も障害も、在宅も入院・入所にも対応できる法人後見実施団体を養成・育成すべきです。

【横浜市回答】

必要な人に支援が届くよう、幅広い法人後見の担い手を増やしていくことは重要であると認識しており、法人後見実施団体の養成、育成について、関係機関と連携しながら検討を進めていきます。

いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。

12.90 ページ 社会福祉法人の地域貢献の推進に次の一点を加えてください

◆社会福祉法人は、地域における公益的な取り組みの一つとして低所得の高齢者・障害者に対して、自ら成年後見等を実施することも含めその普及に向けて実施することが期待されています。

(理由)

国の成年後見制度利用促進基本計画の中でも記述されています。しかしながら、社会福祉法人が関わる場合には、そのサービス利用者との利益相反が厳しく問われます。その問題を克服(別組織 監督人 特別代理人 組織の透明性など)し、障害理解、本人理解に長けている社会福祉法人が関わる途を切り拓くべきではないか。

【横浜市回答】

回答なし

II その他の提言

1. 横浜市社協の法人後見の在り方

全国最大の基礎自治体社協として、横浜市社協は平成12年度当初から法人後見を実施し、

全国の社協の法人後見をリードしてきた功績は大きいものがあります。しかしながら、370万人の都市としてたった一つの社協型法人後見で良いのでしょうか。本来、市社協の役割は法人後見実施に直接関わるのではなく、この分野のグラウンド整備、環境整備に徹することではないのか。

【横浜市回答】

横浜市社協では法人後見実施に当たり、他に後見人等の引き受けてがない方の受任を行っており、今後も引き続き受任を継続していきます。

社協以外に、NPO 法人をはじめ幅広く、法人後見の担い手となる法人の育成、支援に向けた取組の充実を進めていきます。

2. 成年後見制度利用支援事業の改善

この事業については、平成 24 年度から地方自治体の必須事業になっています。横浜市では平成 30 年度約 1 億 2000 万円を計上し、その努力には敬意を表します。しかしながら、申立費用の助成については相変わらず区長申立だけに限っています。ホームレス事例について、区役所に相談したところ、本人申立で行ってくださいと追い返されたことがあります。この事例については、つばさ基金から診断書料と鑑定料を工面し、審判にたどり着いています。こうした事態が生じないように至急改善してください。

【横浜市回答】

柱 2-3-1「関係機関等と連携した権利擁護の推進」の中で、利用支援事業の申立費用助成の対象拡大について検討を進めていきます。

3. 地域連携ネットワークの構築

72 ページの中核機関・ネットワークの構築では横浜型と表現されていますが、横浜型とは何ですか。私たちは、地域とは、市域でもなく、区域でもなく、文字通り地域であるべきと考えます。地域連携ネットワークとは事例検討会程度の区サポートネットなどではなく、個別事例支援に真に役立つネットワークでなければなりません。区役所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、民生委員などと地域で連携し支援を進めるべきものと考えます。

【横浜市回答】

地域包括支援センターや基幹相談センターなど、広報・啓発も含めて取り組んでいる相談機関もあるといった現状を踏まえて、広域で人口規模の大きさを生かした取り組みと身近な地域で相談支援が行えるような体制整備の両面から権利擁護の推進に取り組んでいきます。現在行われている成年後見サポートネットについては、各関係機関や団体とさらに連携を強化し、必要な方に支援が届く地域づくりに取り組み、横浜市にふさわしい推進の在り方について検討を進めていきます。

4. 市民後見人の養成

第 4 期横浜市市民後見人養成課程説明会のチラシでは対象を、「第三者後見人等（他の団体の法人後見履行者及び任意後見契約者を含む）」として、他で受任していない方。また、

今後も受任しない方。」と限定していますが、民間ではなく横浜市が養成しているからこそ限定すべきではないと考えますが如何ですか。

【横浜市回答】

市民後見人の業務は、きめ細やかに丁寧な対応していることが求められることから、横浜市では、市民後見人は1人1件の受任を基本にしています。より多くの市民の方に成年後見制度の理解を促進し、新たな担い手として市民後見人となっていただけるよう取組を進めていきます。

以上